

運情第1650号
20.2.14
一部改正 防運事第14896号
27.9.30
一部改正 防整情第20630号
令和2年12月25日
一部改正 防整情第14056号
令和5年6月30日

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

運用企画局長
(公印省略)

防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令の実施について（通知）

防衛庁における電子署名に関する訓令の実施について（官情第8202号。15.10.6）について、別添のとおり、その全部を改正し、平成20年2月14日から適用することとしたので、管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

記

- 1 防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令（平成15年防衛庁訓令第64号。以下「訓令」という。）第4条第2項の規定に基づくICカードの発行申請又は訓令第5条第1項の規定に基づくICカードの失効申請は、総務省行政管理局が定める様式により、それぞれ行うものとし、発行申請

を行う場合は第3項に定める別紙様式を、失効申請を行う場合は当該申請に係るICカードを添付するものとする。ただし、盗難、紛失等によりICカードの失効申請を行う場合はこの限りではない。

2 訓令第4条第4項に規定する「特別の事情があるものとして整備計画局長が定める場合」とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 同一の官職において、複数の公印が作成されている場合
- (2) 同一の官職又は組織に係る電子署名を同時に行う必要がある場合
- (3) その他複数の官職署名符号等を発行しなければ業務遂行に著しい支障を生じる場合

3 訓令第6条第2項の規定に基づく保管責任者の指定は、別紙様式により行うものとする。

4 ICカードの発行及び失効に関する事務は、整備計画局サイバー整備課において行うものとする。

保管責任者指定書

防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令第6条第1項及び第2項における保管責任者を下記のとおり指定する。

官職証明書名

保管責任者

年 月 日

(部局等の長)